



福部地区公民館だより

第194号 令和8年7月発行
 福部地区公民館 福部町細川668
 TEL:75-2817 FAX:75-2564
 メール:cc-fukube@it.city.tottori.tottori.jp

地域の仲間づくり事業

✿移動町民講座(細川集落)✿

日 時：8月1日(土)19:00～(予定)
 場 所：細川公民館
 講 師：砂田 邦博 さん[鳥取マジック教室]
 内 容：納涼祭で手品を披露していただきます

主催：福部地区公民館(親子の触れ合い事業)共催：青少年育成福部町地区協議会

～ 望 遠 鏡 作 り

日 時：8月4日(火)9:30～11:00
 場 所：福部町コミュニティセンター
 持ち物：手拭き用のタオル・水筒

締切

健康づくり事業

♡癒しのヨガ～元気に秋を迎えるために～♡

暑さで疲れた体をゆっくりほぐしながらリラックス♡
 日 時：8月26日(水)10:00～11:30
 場 所：福部町コミュニティセンター 多目的ホール
 講 師：大久保 由香さん[リベルタ・ラ・クチーナ]
 対 象：一般 定 員：10名程度
 持ち物：ヨガマット・水分補給用の飲み物
 フェイスタオル(長方形のもの)
 動きやすい格好でおいでください
 参加費：200円
 申込み：8月19日(水)までに公民館へ



地域の仲間づくり事業

★手縫いで作るかま口財布★

日 時：9月11日(金)9:00～12:00
 場 所：福部町コミュニティセンター 研修室
 講 師：西尾 美絵さん
 対 象：一般 定 員：8名
 参加費：800円(当日集金)
 持ち物：裁縫道具一式 必要な人は眼鏡
 申込み：9月4日(金)までに公民館へ
 (先着順、定員になり次第締め切ります)



口金10cm

※手のひらサイズ(マチが5cm程度あり)

小銭はもちろん、リップクリームや印鑑、カギなどの小物入れとしても使えます!

8月行事予定

※予定は変更になる場合があります。ご了承ください。

日	曜日	福部地区公民館 (0857)75-2817	福部町コミュニティセンター (0857)75-2030
1	土	公/移動町民講座[細川]	書道
2	日		
3	月		
4	火	公) 望遠鏡作り	
5	水		しゃんしゃん体操
6	木		
7	金		ロコモ
8	土		書道
9	日		
10	月		オカリナ
11	火	山の日	休館日
12	水		
13	木		人権・行政相談
14	金		
15	土		
16	日		
17	月		
18	火		
19	水		しゃんしゃん体操 心配ごと相談
20	木	あじさいロード	
21	金		ロコモ
22	土	人) 人権啓発講座①	
23	日		書道
24	月		
25	火		
26	水	公) 癒しのヨガ	
27	木		耕心大学
28	金		ロコモ
29	土		
30	日		
31	月		

公)：公民館委託事業 人) 人権

第1回福部町人権啓発講座 ① ～拉致問題は国民一人ひとりに関係する人権問題です～

主催：福部地区人権啓発推進協議会

日時：8月22日（土） 13：00～14：30

場所：福部町コミュニティセンター 多目的ホール

北朝鮮当局による拉致問題について理解を深めるため、鳥取県が実施している『拉致問題人権学習会』出前講座を開催します。

拉致被害者 松本京子さんの兄、松本 孟さんにお越しいたいて『拉致被害者の人権、家族の思い』をテーマに県職員と対談形式でお話を伺います。あわせて、『拉致私たちは何故、気付かなかったのか！』のDVDも視聴します。お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。



～因州和紙を染めよう～

地域の仲間づくり事業

6月22日（月）Sada 工房の貞谷隆子さんのご指導のもと、和紙染めに挑戦しました。皆さんそれぞれ染料の付け方や色合いなど工夫され、素敵なオリジナル御朱印帳が完成しました。かけがえのない思い出を綴っていきましょう。



完成した
御朱印帳



《法務局からのお知らせ》

相続登記には期限があります

最短で令和9年3月31日が期限となります！

令和6年4月1日に相続登記の申請が義務化されました！

不動産を相続したら、3年以内に相続登記の申請をする必要があります。

令和6年4月1日より前に発生した相続も対象となります。

（今なら相続登記の免税措置があります！）

令和8年4月1日から

住所・氏名の変更登記の申請が義務化されました！

住所や氏名を変更したら、2年以内に変更登記の申請をする必要があります。

また、令和8年4月1日より前の住所変更なども対象となります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

（簡単・無料のお手続きをしていただければ、法務局で住所・氏名の変更登記をします。

正当な理由がなく義務に違反した場合、過料に科せられる可能性があります。

詳しくは、鳥取地方法務局ホームページ又は電話によりお問合せください。

■お問合せ先 鳥取地方法務局登記部門 ☎0857-22-2293

鳥取地方法務局不動産登記

推進

イメージキャラクター

